定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十五日

鳥取県米子市安倍二二番地の一

みつわビル管理株式会社

代表取締役　松井　直哉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十五日

徳島県三好市池田町マチ二四七五番地

株式会社山城もくもく

代表取締役　吉岡　章二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十五日

高知県高知市五台山五〇一五番地一

高知県くみあい運輸株式会社

代表取締役　小島　信行

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である太斎喜信が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年六月二十五日

東京都豊島区目白三丁目一四番一八号二Ｆ

ＭＥＪＩＲＯ　ＩＮＣ

日本における代表者　太斎　喜信

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を十二億五千六百万円減少して九億九千四百万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一〇九頁（号外第八十五号）

令和八年六月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

ＰＪＭＦ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔｓ特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十六億円減少し一億五百三十一万二千円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二十七日であり、社員総会の決議は令和八年六月二十三日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月九日

掲載頁　七十八頁（号外第八十四号）

令和八年六月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号

タワー・ストリート特定目的会社

取締役　本吉　進

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三百億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一四四頁（号外第一六一号）

令和八年六月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

さくら・ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

正誤

ページ	段	行	誤	正
七九			別表第２の２	別表第２の２
〃			（ヘ）	（ヘ）
〃	四	改正前欄	改正後欄	改正後欄
〃		改正後欄	（ヘ）	（ヘ）
〃		改正前欄	一二	五
〃		終りから一	それぞれ一行上げる。	
〃		改正後欄	一六	五
〃		終りから六	（ヒ）	（ヒ）
〃	五		(5)揚貨装置の使用禁止の記録	(5)揚貨装置の使用禁止の記録
〃			(ヒ)	(ヒ)
〃			(6)揚貨装具の使用禁止の記録	(6)揚貨装具の使用禁止の記録

令和八年一月十五日（号外第八号）公布国土交通省令第二号（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四二ページ一九行目及び四五ページ八行目「移動し」の後に「、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り」を加える。

四三ページ改正後欄一八行目及び四五ページ改正後欄終りから四行目の次に次を加える。

（削る）

四三ページ改正前欄終りから五行目及び四五ページ改正前欄終りから二行目の次に次を加える。

第九条及び第十条　削除